

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 山縣真矢 外7名

被告 国

証 拠 説 明 書 8 (甲 A 号証)

2022 (令和4) 年10月6日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真 希 子

ほか

号証 (甲)	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 A258	札幌地裁判決 を踏まえた意 見書	2021.4.19	木村草太	「憲法の文言が、特定の対象に権利を保障しつつ、それ以外への権利保障を規定しない形で不合理な区別をしているように見える場合、判例・通説は類推適用を行ってき」ており、本件においても、憲法24条1項の「両性」を法律上の男女と解することは不合理	

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

					<p>な区別を生じさせる以上、憲法24条1項が保障する婚姻の自由は、法律上同性の者どうしのカップルも等しく享受するものと解すべきこと。</p> <p>法律上の同性どうしのカップルを婚姻制度から排除することは、仮にこれらのカップルのために婚姻類似の制度を構築したとしても、アメリカの判例法理等で既に否定されている「分離すれど平等」の誤りを繰り返すものにすぎず、これらの者の個人の尊厳を害し、許されないこと。</p>
甲A259	「婚姻から生じる法的効果の享受＝同性婚？(結婚の自由をすべての人に北海道訴訟事件第一審判決)」	写し	2021.4.2	渡邊泰彦	<p>同評釈において、「世界的に同性婚が広がる現在において、同性婚を認めないというメッセージを有し、過渡的な制度である同性登録パートナーシップをあえて導入する理由は乏しい」旨述べられていること。</p>